平成２１年（フ）第６５０号
埼玉県川口市上青木西２丁目11番１号
債務者　我妻美智代
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
さいたま市桜区大字神田221番地２
債務者　星野　静子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔1292番地２
債務者　野本　光夫
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７６８号
さいたま市緑区大字中尾1386番地１　グランドール中尾105
債務者　齋藤　芳助
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７７４号
埼玉県桶川市神明１丁目３番２号
債務者　武笠　勇太
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７８５号
さいたま市南区大字大谷口5413番地　８棟203号
債務者　村上　和代
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１６号
埼玉県川口市領家３丁目17番15号　エイブルΩ203号
債務者　皆芳　勝吉（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８２１号
埼玉県吉川市吉川団地５番18号102
債務者　小野紀代子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６１号
さいたま市西区大字高木1429番地69
債務者　佐々木麻見
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６５号
埼玉県久喜市吉羽２丁目15番地22
債務者　山根　康男
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８８７号
埼玉県戸田市大字新曽1574番地の２グランベルクⅡ102号室、旧住所東京都墨田区京島３丁目55番１号
債務者　澁谷　知子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８８８号
埼玉県北埼玉郡大利根町大字旗井286番地４
債務者　阿部　平喜
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
埼玉県加須市大字馬内360番地３　加藤ハウス１号棟
債務者　牛渡　知美（旧姓大同）
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９０２号
埼玉県川口市青木５丁目10番48―402号　ソアール第２川口
債務者　下山　達雄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９３０号
埼玉県志木市下宗岡３丁目10番39―205号
債務者　大野　　哲
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６６号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町４丁目２番14号　桜ハウス211号
債務者　和田　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６９号
埼玉県川口市大字赤井577番地の４
債務者　後藤　友和
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９７７号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟224号
債務者　工藤　麻衣
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係